

○十和田市子ども医療費給付条例

平成17年 1月 1日

条例第125号

改正 平成17年 6月27日条例第281号

平成18年 6月22日条例第33号

平成18年 9月27日条例第37号

平成20年 6月30日条例第23号

平成20年 6月30日条例第24号

平成21年 7月31日条例第34号

平成24年 3月22日条例第 6号

(題名改称)

平成24年 6月26日条例第21号

平成25年 3月28日条例第18号

平成28年 6月30日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、子どもが医療保険各法による療養の給付又は療養費の支給を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、もって子どもの保健及び出生育児環境の向上に寄与することを目的とする。

(平20条例24・平24条例6・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から満1歳に達する日の属する月の末日までの者（以下「乳児」という。）及び満1歳に達した日の属する月の翌月の初日から満15歳に達した日以後における最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者で、現に子どもの生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「子ども医療費」とは、子どもが医療保険各法による療養

の給付又は療養費の支給を受けた場合の自己負担に係る費用について助成するためにその保護者に対して支給する給付金をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（平20条例23・平20条例24・平24条例6・平25条例18・平28条例30・一部改正）

（給付の要件）

第3条 子ども医療費の給付は、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である子ども（本市に住所を有する子どもに限る。）の保護者（国民健康保険法の被保険者である乳児の医療費を支払う場合及び規則で定める特別の理由により子ども医療費を支払うことが困難であると市長が認めた場合を除き、その者の前年（1月から6月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額をいう。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない子どもでその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて別表に定める額以上の者は除く。）に対しこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子ども（第3号及び第4号に掲げる者にあつては、国民健康保険法の被保険者である乳児を除く。）の保護者に対しては、子ども医療費の給付を行わない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の適用（停止中を

除く。)を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を受けている者

(3) 十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年十和田市条例第126号)の規定による医療費の給付を受け、又は受けることができる者

(4) 十和田市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年十和田市条例第133号)の規定による医療費の助成(同条例第5条第2項の規定による医療費の助成を除く。)を受け、又は受けることができる者

(平24条例6・平28条例30・一部改正)

(申請及び認定)

第4条 前条に規定する要件に該当する者は、子ども医療費の給付を受けようとするときは、市長に対し規則で定めるところにより申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し子ども医療費を給付する。

(平24条例6・一部改正)

(受給資格証)

第5条 市長は、受給資格者に対し受給資格証を交付する。

2 受給資格者は、受給資格者が監護する子ども(以下「給付対象者」という。)が病院、診療所又は薬局(以下「医療機関等」という。)で療養の給付を受けるときは、受給資格証を提示するものとする。

(平20条例24・平24条例6・一部改正)

(給付対象額)

第6条 子ども医療費の額は、医療保険各法の規定により算定した療養の給付に要する費用の額から、当該医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体

が負担した額（高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する給付対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費付加給付金がある場合は、その額を含む。）を控除した額とする。

（平17条例281・平18条例33・平20条例23・平20条例24・平21条例34・平24条例6・平25条例18・平28条例30・一部改正）

（子ども医療費の給付の方法）

第7条 子ども医療費の給付は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- （1） 青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて医療機関等に支払う方法
- （2） 受給資格者から子ども医療費の給付を受ける権利の委任を受けた医療機関等その他の者に支払う方法
- （3） 受給資格者に直接支払う方法

2 前項第1号又は第2号に規定する方法による支払があったときは、当該受給資格者に対する子ども医療費の給付があったものとみなす。

（平28条例30・全改）

（届出の義務）

第8条 受給資格者は、第4条に規定する申請の内容に変更を生じたとき、又は療養の給付若しくは療養費の支給の原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

（平20条例24・一部改正）

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、給付対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、子ども医療費の全部若しくは一部を給付せず、又は既

に給付した額に相当する金額を返還させることができる。

(平24条例6・一部改正)

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の給付を受けた者があるときは、その者からその給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平24条例6・一部改正)

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 子ども医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平24条例6・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の十和田市乳幼児医療費給付条例(平成5年十和田市条例第29号)又は十和田湖町乳幼児医療費給付条例(平成5年十和田湖町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年条例第281号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の十和田市乳幼児医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付に係る乳幼児

医療費について適用し、施行日前に受けた医療の給付に係る乳幼児医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第33号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の十和田市国民健康保険条例、十和田市乳幼児医療費給付条例、十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例、十和田市重度心身障害者医療費助成条例、十和田市立診療所条例及び十和田市立中央病院使用料及び手数料徴収条例の規定は、平成18年4月1日以後に行われた療養等に要する費用の額の算定について適用し、同日前に行われた療養等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第37号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の十和田市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成20年10月1日以後に行われる療養に係る乳幼児医療費の額の算定について適用し、同日前に行われた療養に係る乳幼児医療費の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第24号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、次に掲げる条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（1）第1条の規定による改正後の十和田市乳幼児医療費給付条例

（経過措置）

- 2 前項第1号に掲げる条例の規定は、平成20年4月1日以後に行われた療養に係る乳幼児医療費の額の算定について適用し、同日前に行われた療養に係る乳幼児医療費の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第34号）

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の十和田市子ども医療費給付条例の規定は、平成24年4月1日以後に行われる療養に係る子ども医療費の額の算定について適用し、同日前に行われた療養に係る乳幼児医療費の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第21号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の十和田市子ども医療費給付条例の規定は、平成25年4月1日以後に行われる療養に係る子ども医療費の額の算定について適用し、同日前に行われた療養に係る子ども医療費の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中十和田市子ども医療費給付条例第6条の改正規定は、平成28年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の十和田市子ども医療費給付条例第6条の規定は、

平成28年9月1日以後に受けた療養の給付又は療養費の支給に係る子ども医療費の額の算定について適用し、同日前に受けた療養の給付又は療養費の支給に係る子ども医療費の額の算定については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（平24条例21・平28条例30・一部改正）

扶養親族等及び子どもがないとき	2,342,000円
扶養親族等又は子どもがあるとき	2,342,000円に当該扶養親族等又は子ども1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額）